

平成24年2月28日
第2363号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止（88・福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による医療機関の指定（89・福祉政策課）…………… 1
- 建設業の許可の取り消し（90・北秋田地域振興局総務企画部）…………… 1

公 告

- 条件付き一般競争入札の実施（消防学校）…………… 2
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課）…………… 3

告 示

秋田県告示第88号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成24年2月28日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃止年月日
大里病院	医療法人春生会	鹿角市花輪字堰向56	平成23年12月31日

秋田県告示第89号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成24年2月28日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
大里医院	医療法人春生会	鹿角市花輪字堰向56	内科	平成24年1月1日
西目はまなす歯科	川嶋 敏宏	由利本荘市西目町沼田字新道下2-19	歯科、小児 歯科、矯正 歯科、歯科 口腔外科	平成24年1月1日

秋田県告示第90号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年2月28日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 処分をした年月日
平成24年2月10日

- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社片岡工業
大館市片山字天神7番地1
代表取締役 片 岡 英 子
秋田県知事許可(般-21)第9590号
- 3 処分の内容
土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成24年2月10日付で土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により、公告する。

平成24年2月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託名 消防学校給食業務委託
 - (2) 委託場所 由利本荘市岩城内道川字築館1番地1 秋田県消防学校宿泊棟
 - (3) 委託期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
 - (4) 委託概要 消防学校の給食業務
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 秋田県内において100人以上の給食業務を受託した実績を有すること。
 - (3) 秋田県内に本社、支社又は営業所を有すること。
 - (4) 当該入札に係る入札説明書の交付を受けた者であること。
- 3 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び仕様書の交付場所
郵便番号018-1301 由利本荘市岩城内道川字築館1番地1
秋田県消防学校総務班(電話0184-73-2850)
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日进行を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成24年2月28日(火)から同年3月12日(月)までの午前9時から午後5時までの間、(1)に掲げる場所で交付する。
- 4 入札執行の日時及び場所
 - (1) 平成24年3月16日(金)午前10時 秋田県消防学校管理研修棟2階視聴覚室
 - (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所
平成24年3月16日(金)午前9時55分 3(1)に掲げる場所
- 5 その他
 - (1) 提出書類等
入札に参加を希望する者は、入札説明書に記載された必要書類を平成24年3月12日(月)午後5時までに3(1)に掲げる場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (2) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 入札の無効
秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第166条に規定するところによる。
 - (4) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、くじにより決定する。
 - (5) 入札保証金及び契約保証金

秋田県財務規則第160条から第163条まで及び第177条から第179条までに規定するところによる。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年2月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成23年12月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 アートNPOゼロダテ
- 3 代表者の氏名
中 村 政 人
- 4 主たる事務所の所在地
秋田県大館市字大町9番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、アーティストや市民等との協働による、アートを通じた創造的な活動や国際交流、文化芸術活動拠点の形成を通じて、アートによる地域再生と地域に根付いた市民文化芸術活動を目的とする。また若手アーティストの支援や地域活性化に寄与する次世代の担い手の育成を図り、これにより持続可能な活動を目指す。

発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者	松 原 巧	秋田市山王七丁目5番29号